

災害被災者住宅再建支援金のお知らせ

1. 支援対象者

- ・災害発生時、津久見市に居住しており、居住する住宅（店舗・倉庫等は、対象外）が全壊、大規模半壊、または倒壊による危険を防止するため、解体されるに至った世帯の世帯主。
- ・災害発生時、津久見市に居住しており、居住する住宅（店舗・倉庫等は、対象外）が半壊、床上浸水に至った世帯のうち、引き続き津久見市に居住する世帯の世帯主。

2. 支援金の内容

- ・災害被災者住宅再建支援金は、①基礎支給支援金と②加算支給支援金がありますので、内容をご確認の上、申請してください。

①基礎支給支援金（世帯の状況・住宅の被害状況に応じて、支給します。）

世帯の状況・被害の状況	全壊・解体	大規模半壊・半壊	床上浸水
単身世帯	750,000円	375,000円	37,000円
2人以上の世帯	1,000,000円	500,000円	50,000円

②加算支給支援金（住宅が全壊・解体、大規模半壊、半壊した場合に、世帯の状況・被災後の住宅の確保状況に応じて、支給します。）

世帯の状況・住宅の確保状況		建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅を除く)
単身世帯	全壊・解体・大規模半壊	1,500,000円	750,000円	375,000円
	半壊	600,000円	600,000円	375,000円
2人以上の世帯	全壊・解体・大規模半壊	2,000,000円	1,000,000円	500,000円
	半壊	800,000円	800,000円	500,000円

※住宅の被害状況は、り災証明書の「被害の程度」となります。

※「解体」については、住宅が「大規模半壊」または「半壊」のり災証明を受け、やむを得ない事由があった場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

3. 申請手続

①申請期間

基礎支給支援金	13か月間	平成30年10月16日まで
加算支給支援金	37か月間	平成32年10月16日まで

②申請に必要なもの

- ・支援金支給申請書（窓口にて用意しています。） ・印鑑（シャチハタは、不可）
- ・り災証明書（原本） ・住民票（申請時に同意書を提出した場合は、不用）
- ・世帯主名義の通帳の写し（銀行・支店名またはゆうちょ銀行「記号・番号」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの）
- ・解体した場合：住宅解体証明書または滅失登記簿謄本
- ・加算支給支援金を申請する場合：住宅の建設・購入・補修・賃貸に係る契約書等の写し

③申請窓口等 場所：市役所大会議室

※日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所でも、受け付けます。

問い合わせ先 災害被災者住宅再建支援事業 専用ダイヤル TEL82-8018